

(地Ⅲ 3 4 F)

平成18年5月30日

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び
「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の
施行通知（案）の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令案」に関する御意見募集につきましては、平成18年4月28日付（地Ⅲ 1 5 F）の文書をもって、都道府県医師会宛お送りいたしました。

本日、閣議が開かれ、「予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」が6月2日に公布され、同日から施行されることが了承されたことから、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県衛生主管部（局）予防接種担当課に対し、事務連絡がなされました。

主な改正点は、①対象者の見直しがなされ、平成18年4月1日前に、麻しんワクチン及び風しんワクチンを接種した者に、第2期（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日まで）として接種できるようになったこと、②予防接種液が追加され、麻しんワクチン、風しんワクチンの単抗原ワクチンがそれぞれ使用できるようになったこと、であります。なお、単抗原ワクチンの接種が制度上可能になりましたが、麻しん風しん混合ワクチンが接種勧奨されていることにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会管下関係医療機関に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

追って、正式通知がなされましたら、都道府県医師会を通じて、貴会宛通知いたしますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

事 務 連 絡
平成18年5月30日

各都道府県衛生主管部（局）
予防接種担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令等について

標記については本日閣議決定され、平成18年6月2日に公布される予定です。

本政省令等は公布の日（平成18年6月2日）から施行されますので、管下市町村及び関係機関等へ周知の上、予防接種の実施に遺漏のないようにしてください。

(案)

健感発第 号
平成 18 年 月 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 号。以下「改正政令」という。）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 号。以下「改正省令」という。）が平成 18 年 6 月 2 日公布され、同日から施行される。改正政令及び改正省令の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管下市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知において予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）を「法」と、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）を「令」と、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）を「施行規則」と、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）を「実施規則」と略称する。

おって、「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について」（平成 17 年 8 月 3 日付け健感発第 0803001 号本職通知）、「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について」（平成 17 年 9 月 21 日付け健感発第 0921001 号本職通知）及び「麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の未接種者への積極的勧奨について」（平成 17 年 12 月 22 日付け本職通知）は、廃止する。

本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

第 1 改正の概要

1 定期の予防接種の対象者（令第 1 条の 2 の表関係）

麻しん又は風しんに係る定期の予防接種の対象者について

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第264号)の施行の日(平成18年4月1日)前に麻しん又は風しんに係る予防接種を受けた者について、同令による改正後の令の規定が適用されることとなることに伴い、第1期及び第2期の接種の対象者を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

2 予防接種済証の様式(施行規則第4条の2 様式第3関係)

麻しん又は風しんに係る定期の予防接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を改めたこと。

3 定期の予防接種の実施に関する事項(実施規則第13条及び第14条関係)

- (1) 麻しんの第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチンを用いて接種を行うこと。
- (2) 風しんの第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生風しんワクチンを用いて接種を行うこと。
- (3) 麻しん及び風しんについて同時に行う第1期又は第2期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。
- (4) 麻しん又は風しんの第1期又は第2期の予防接種の接種量は、いずれも0.5ミリリットルとすること。

第2 施行期日

平成18年6月2日

第3 留意事項

- 1 改正政令の施行の日(平成18年6月2日)以降、定期の予防接種においては、麻しん及び風しんの単抗原ワクチンの接種が制度上可能となるが、麻しん及び風しんの双方の疾病に係る予防接種率の確保及び向上並びに被接種者の利便性、経済的及び肉体的負担の軽減等の観点から、3に規定する者を除き、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを接種勧奨することが当該疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に資するとともに、副反応による健康被害の危険をできる限り少なくする観点からも適当であることに留意の上、予防接種率の確保及び向上に遺漏のなきを期すること。
- 2 従前の乾燥弱毒生麻しんワクチン及び乾燥弱毒生風しんワクチンのいずれをも接種した者並びに当該ワクチンのいずれかを接種した者については、予防接

種法施行令の一部を改正する政令による改正後の令の規定による第1期の予防接種に相当する接種を既に受け、免疫を獲得している者に該当することから、当然に、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを、麻しん及び風しんについて同時に行う第1期の予防接種として、当該者に対し再び接種することはできないので、念のため留意すること。

- 3 乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチンのいずれか一方の接種を受けた者及び麻しん又は風しんのいずれか一方に罹患したことのある者については、当該他方の単抗原ワクチンを接種することが制度上可能となること、市町村においては、当該市町村において当該者及び特に単抗原ワクチンの接種を希望する者に対し接種できる合理的な体制を確保することに留意しつつ、予防接種率の確保及び向上に資する適切な接種体制を確保すること。
- 4 第2期の予防接種は、第1期の予防接種によって免疫の獲得が不十分な者又は接種後期間の経過に伴い免疫が低下した者に対する免疫の付与又は強化を行うことを目的として、集団生活を開始する小学校就学前に接種勧奨を行うこととする趣旨であることにかんがみ、改正政令の施行に伴い、第2期の予防接種の対象者に接種勧奨を行う場合にあつては、改正政令の円滑な施行の確保に配慮しつつ、被接種者の接種の便宜等も併せ勘案して、改正政令の施行直後に接種勧奨が過度に集中することのないよう、平成18年度においては、計画的な接種勧奨の推進に努めること。
- 5 従前の麻しん又は風しんの定期の予防接種の対象者であつて市町村におけるやむを得ない事情により当該予防接種を受けることができなかった者のうち、改正政令の施行の日以後において第1期の予防接種の対象とならないもの等については、市町村において、地域の実情に応じて、法に基づかない予防接種に対する接種費用の負担が法に基づく予防接種と同等となるように、平成19年3月31日までの間、特段の配慮を行うとともに、法に基づかない予防接種についても、当該予防接種が予防接種事故賠償補償保険制度の対象となるよう、併せて配慮されたい。